

計画策定にあたって

国は、急速な少子化の進行と家族及び地域を取り巻く環境の変化により、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、健全に育成される社会の形成がますます重要となっているとして、平成15(2003)年7月16日、次世代育成支援対策推進法を公布し、地域社会全体(地方公共団体、事業主、住民)で子育て家庭を社会的に支援することを目指しています。

この法律は、子育ての第一義的責任はその子の父母等の保護者が有するとの基本的認識のもと、家庭・その他の場において、子育ての社会的意義を深めるとともに、子育てに伴う喜びが実感されるように配慮した関連事業の取組を進めようとするものです。

こうした考えの中でも、家庭が子どもの健やかな成長にとってふさわしい場となるよう、家庭への社会的支援がより重要となっています。

また、大人(親等)の誤った論理や都合により、子どもが心身ともに健やかに生まれ育つ環境を損なうことがないよう、地域社会全体で整備することが強く求められています。

本町では、恵まれた自然環境や歴史・文化を守り育て、少子・高齢社会に対応した諸施策をはじめ、すべての人々の基本的人権の尊重を基本にあらゆる差別の解消とともに、男女共同参画社会、生涯学習社会の実現を目指すまちづくりを推進してきました。

さらに、第3次島本町総合計画では、「平和と基本的人権尊重のまちづくり」、「歴史と文化を大切に自然環境を生かした個性のあるまちづくり」、「住民参加と時代の変化に対応したまちづくり」、「少子・高齢社会に対応し福祉の充実したまちづくり」、「安全で快適に暮らせる生活基盤の整ったまちづくり」、「生涯学習の振興と教育の充実したまちづくり」を基本方針に掲げ、今後のまちづくりを進めようとしています。

次代を担う子どもが「社会の宝」として受け止められ、大切にされる地域社会を形成することは、誰もが住んで良かったと思うまちづくりを進めることに他ならないものと確信しています。